

鳥取県告示第535号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県農業改良資金貸付金（平成6年度貸付決定番号第0021号、平成7年度貸付決定番号第0037号、平成7年度貸付決定番号第0039号及び平成8年度貸付決定番号第0036号に係るものに限る。）及び鳥取県母子福祉資金貸付金（平成2年度貸付決定番号第A21840号、平成4年度貸付決定番号第A11539号、平成5年度貸付決定番号第A11553号及び平成7年度貸付決定番号第A11593号に係るものに限る。）

3 委託期間

平成21年7月7日から平成22年3月31まで